

## よくある質問 Q&A

### 【実績報告について】

実績報告はいつ出せばよいか？	交付決定を受けてから、実施完了後速やかに実績報告書を提出してください。
実績報告の提出期限はいつか？	実施完了後速やかに提出してください。遅くても令和5年2月28日までに提出してください。
交付決定通知書を受け取ったが、令和5年2月28日までに実績報告の提出ができなかった。遅れての提出は可能か？	期日を過ぎての提出はできません。交付決定をしても、期日までに実績報告が提出されない場合は、補助金の交付ができませんのでご注意ください。
別紙3「実施箇所の位置図」について、事業家屋内の構図を正式に記載する必要があるか。	実施した箇所、個数がわかれば、簡易な図で問題はないです。 実績報告書類審査後の、現場確認の参考としても使用させていただきます。
別紙3「実施箇所の位置図」について、事業家屋内の設計図（配置図）を所有しているが、そちらに書き込みをして別紙3の代用としてもよいか。	別紙3に貼付するまたは、「別紙のとおり」と記載し、一緒に提出してください。
実績報告書類を提出後、行う手続きはないか。	実績報告書の書類審査完了後、現地確認の訪問にお伺いしますので、ご対応をお願いします。

### 【現地確認について】

現地確認はいつ行うのか。	実績報告書の審査完了後、現地確認の日程調整のご連絡をさせていただき、訪問いたします。
設備の設置はなく、省エネ診断（計画策定）のみだが、現地確認は実施されるか。	省エネ診断のみ、計画策定の実施の場合についても、省エネ診断や、計画策定された内容はどのような場所で

	どのような改善案、どのような計画策定が行われているか確認するため現地確認は実施します。
現地確認とはどのようなことをするか。	実施住所の確認、導入した設備の種類、個数等実績報告書に記載された内容と一致しているか確認します。

【よくある質問：その他】

実際にかかった経費が交付決定額を超えてしまっているが、増えた分の経費も対象となるか。	交付申請時の交付決定額が上限となりますので、その後の増額申請は受付できません。
実際にかかった経費が交付決定額を下回った。手続きの必要はあるか？	交付決定額より変更(減額のみ)がある場合は、「カーボンニュートラル推進事業者支援補助金変更等承認申請書(様式第3号)」を提出してください。
一度提出した書類は返却してもらえるか？	正式に受理された書類は原則、返却しませんので、必要な場合は申請書等の写しを保管してください。
交付決定後、対象事業を取りやめることとなったが、手続きは必要か？	「変更(中止)承認申請書(様式第3号)」を提出してください。
交付決定後、対象事業を取り止めて別の事業を申請しなおすことが可能か？	対象事業の中止については、「変更(中止)承認申請書(様式第3号)」を提出してください。その後、改めて交付申請をすることができますが、その場合でも、申請期限は令和4年10月31日までとなります。